

諸報告資料

(令和4年門真市教育委員会第2回定例会)

門真市教育委員会

門真市校区問題委員会運営要綱の廃止について

門真市校区問題委員会運営要綱

(規定事項)

第1条 この要綱は、門真市校区問題委員会（以下、「委員会」という。）の組織および運営その他委員会について必要な事項を定める。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、市立小学校および中学校の通学区域の改正について調査審議し、意見を付して答申するものとする。

(委員会および地区委員会の組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 市議会の議員 | 2名以内 |
| (2) 自治会の代表 | 2名以内 |
| (3) P T Aの代表 | 2名以内 |
| (4) 校長会の代表 | 2名以内 |

2 委員会において必要と認めるときは、変更を予定する通学区域の住民の代表の意見をきくため、門真市校区問題地区委員会（以下、「地区委員会」という。）を組織することができる。

3 地区委員は、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱する。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 市議会の議員 | 若干名 |
| (2) 地区住民の代表 | 若干名 |
| (3) P T Aの代表 | 若干名 |
| (4) 学校の代表 | 若干名 |

(委員および地区委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、地区委員の任期は、当該諮問にかかる調査審議等が終了したときとする。ただし、委員および地区委員が欠けたときにおける補欠委員および補欠地区委員の任期は、前任者の残任期間とし、再任はさまたげない。

2 前条各号に該当する者として委嘱された委員および地区委員が当該

各号に掲げる職を失った場合においては、委員および地区委員の職を失う。

- 3 教育委員会および委員会は、特別の事情があると認める場合においては、任期中であっても委員および地区委員を解嘱することができる。
(会長および副会長)

第5条 委員会および地区委員会に会長、副会長それぞれ1名を置く。

- 2 会長、副会長は委員および地区委員がそれぞれ互選する。
3 会長は、委員会または地区委員会を代表し、会務を統理する。
4 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。
(会議)

第6条 委員会は会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議開催の場所および日時は、会議に付議すべき事件とともに会長があらかじめ各委員に通知するものとする。
3 会議の招集は、開会の日の前日までにしなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条 地区委員会の運営については、前条の規定を準用する。

(関係者の出席)

第8条 教育委員会の委任または委嘱を受けた者は、会議に出席し、当該議案について説明することができる。

(地区説明会)

第9条 地区委員会が必要と認めたときは、直接に地域住民の意見をきくため、地区説明会を開催することができる。

(庶務)

第10条 委員会および地区委員会の事務局は、門真市教育委員会事務局におく。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会および地区委員会の運営

について必要な事項は、会長が委員会または地区委員会にはかって定める。